

令和6年(2024年)4月17日

西宮市議会議長 山田 ますと 様

教育こども常任委員会

委員長 田中 正剛

教育こども常任委員会施策研究テーマについて(報告)

本委員会では、令和5年6月29日開催の委員会において、以下2件を年間の施策研究テーマと定め、調査・研究をいたしましたので、御報告申し上げます。

1 部活動の地域移行の在り方について

令和5年7月19日、令和5年8月21日、令和6年1月22日、令和6年2月9日、令和6年3月8日及び令和6年4月17日に委員会を開催し、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の説明を聴取するとともに、質疑、委員間協議等を行い、意見要望を伝えました。

また、管外視察として、令和5年10月30日に静岡市を訪れ、部活動改革シズカツについて、令和5年10月31日に渋谷区を訪れ、渋谷ユナイテッドの取り組みについて調査を行いました。

また、管内視察として、令和5年8月21日に浜甲子園中学校を訪れ、野球部と男子バレー部を見学し、合同部活動の現状について調査を行いました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別意見は別紙のとおりです。

2 幼児教育・保育の在り方について

令和5年7月19日、令和5年8月21日、令和6年1月22日、令和6年2月9日、令和6年3月8日及び令和6年4月17日に委員会を開催し、市当局より、本市の現在の取

り組み状況や課題等の説明を聴取するとともに、質疑、委員間協議等を行い、意見要望を伝えました。

また、管外視察として、令和5年10月31日に足立区を訪れ、区立認定こども園及び待機児童解消アクションプランについて調査を行いました。

また、管内視察として、令和5年8月21日に瓦木北保育所を訪れ、保育所での子供たちと保育士の様子を視察し、公立保育所の現状について調査を行いました。10月23日には生瀬幼稚園を訪れ、公立幼稚園及び北部地域の幼児教育の環境について、同日生瀬ぼぼこども園を訪れ、私立の幼保連携型認定こども園及び北部地域の保育ニーズや地域特有の課題について調査を行いました。

また、令和5年10月23日及び令和5年11月13日には関係者をお招きして意見交換・勉強会を開催し、西宮市私立幼稚園連合会との意見交換・勉強会では西宮市幼児教育保育のあり方及び、今後の幼稚園行政について、西宮市私立保育協会との意見交換・勉強会では公立認定こども園に求める役割及び、保育所を運営するにあたっての課題についてそれぞれ調査を行いました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別意見は別紙のとおりです。

以 上

施策研究テーマ

- 1 部活動の地域移行の在り方について
- 2 幼児教育・保育の在り方について

教育こども常任委員会

(令和6年4月17日)

部活動の地域移行の在り方について

【はじめに】

現在、スポーツ庁及び文化庁は公立中学校等での部活動の地域移行の方針を示しています。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学校）における運動部活動を対象 スポーツ庁

意義と課題	<p>意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成。 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。<生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人> 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。<土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増> 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。
これまでの対応	<ul style="list-style-type: none"> 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘 	
目指す	<ul style="list-style-type: none"> 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。 スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等活動も提供） 	
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標 (合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す) 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識 	
課題への対応	<p>新たなスポーツ環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体・特定種目だけでなく、生徒の状況に合わせた機会を確保 	<p>大会</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
	<p>スポーツ団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的に取り組んでいる事例をまとも提供 必要な予算や地域に向けた多様な財源確保の検討 	<p>会費や保険</p> <ul style="list-style-type: none"> 困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方法の検討 スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の備償となるよう要請
	<p>スポーツ指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導者資格の取得や研修の実施の促進 部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク 指導者の確保のための支援方法の検討 	<p>学習指導要領等</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
	<p>スポーツ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 スポーツ団体等に管理を委託 	

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び私立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要

※公立中学校等における文化部活動を対象 文化庁

意義と課題	<p>意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成。 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。<生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人> 休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担。<土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増> 地域では、文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。
これまでの対応	<ul style="list-style-type: none"> 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形で地域における文化芸術等に関する環境整備を進める 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘 	
目指す	<ul style="list-style-type: none"> 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など） 	
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> まずは、休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標 (合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す) 平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識 	
課題への対応	<p>新たな文化芸術環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体・生徒の状況に合わせた機会を確保 	<p>大会</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請 地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
	<p>文化芸術団体等、指導者</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的に取り組んでいる事例をまとも提供 必要な予算や地域に向けた多様な財源確保の検討 指導者資格の取得や研修の実施の促進 部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク 指導者の確保のための支援方法の検討 	<p>会費や保険</p> <ul style="list-style-type: none"> 困窮する家庭への費用の支援方法の検討 スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の備償となるよう要請
	<p>活動場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 社会教育施設、文化施設等の活用促進 	<p>学習指導要領等</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び私立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

そこで、今年度の教育こども常任委員会では、まず、部活動を地域に移行する前に、児童生徒の地域偏在が存在している西宮市において、これからの部活動の在るべき姿を模索することになりました。その上で、地域に移行するにあたっての留意事項と合わせて、市に対して提言ができるよう調査を進めることになりました。

また、中学校学習指導要領において、部活動については、第1章総則の第5「学校運営上の留意事項」の「1. 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等」の中で、

ウ. 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

と記載されています。

そして、西宮市においては、運動部については、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」を踏まえ、令和4年4月1日時点の市教育委員会の方針として、「西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針」を示しています。

それらを踏まえ、管内視察では、夏の長期期間中に、市内で先行して実施されている連携校型合同部活動の様子を見学させていただき、別途報告書を提出しています。また、管外視察においては、先進的に取り組まれている自治体を視察し、報告書の中で各委員から市に対する提言を記載しています。

限られた期間の中で得た情報ではありますが、これらの情報をもとに、以下の項目に分けて、各委員より提言を掲載することとします。

1. 中学校部活動の今後の在り方について
2. 地域移行について
 - (1) 移行先となる地域の課題（担い手不足等）と対応
 - (2) 人材等の強化に関する対応と市の財政負担
 - (3) その他

1. 中学校部活動の今後の在り方について

田中 正剛 委員長

【1】「西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針」に示された部活動の教育的意義を実現するために、部活動のあるべき姿を見直し、休日の部活動の地域移行と並行して、市立学校に通学する生徒にとって、部活動の選択の幅を広げる環境を整備すべきと考えます。

そのためにまずは、複数校による合同部活動の取り組みを、休日の部活動から広げることが有効と考えます。管内視察において、合同部活動でも生徒たちは学校間の隔たりなく練習に携わることができていることを確認しました。

そこで、①各部活動の練習場所の確保、調整がしやすくなる、②地域移行をしても部活動指導者が確保しやすくなる、③少子化が進んでも部活動の持続可能性が高まる、④教員の負担が軽減できるなどの利点が考えられることから、中学校2～3校程度のブロックを定めて休日の合同部活動を実施し、ブロック内の生徒が合同部活動を選択できる制度とすることで生徒の部活動の選択肢を増やすべきと考えます。特に、柔道、剣道、バドミントン部などすでに存続できている学校が少ない部活動については、地域と連携した休日の合同部活動を実施し、生徒の部活動の選択肢を増やすべきと考えます。

なお、西宮浜義務教育学校は校区外からの通学が可能な特認校であることから、学校の特色化を図るために、地域と連携して土日の合同部活動の拠点校となって多くの部活動を実施できるよう努力するべきと考えます。

平日の部活動については、授業終了後の学校間の移動が課題となると考えられることから慎重に検討を進めていただきたいと思います。

【2】茶道部や演劇部、囲碁将棋部などの文化部については、ブロック制を導入して生徒を受け入れられる体制の構築を目指して取り組むよう提言する。なお、楽器の移動を伴う吹奏楽部については、土日においても、単独校での実施、もしくは平日から拠点校型の合同部活動として存続する体制を構築するべきと考えます。

【はじめに】

中学校の部活動のあり方については、これまでも、部活動の存続が危ぶまれる事態に直面しているという共通認識のもとに、多くの議論が交わされてきました。政府は、運動部活動をめぐって生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が起きたことを契機に、2018年（平成30年）3月、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」を提示し、その内容に沿った本格的な部活動改革を進めるよう全国に呼びかけました。その後、教職員の働き方についての議論が盛んになるなかで、2020年（令和2年）9月、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」という方針を示し、そこで、休日の部活動の段階的な地域移行という目標が定められ、全国展開にむけたタイムスケジュールと、遂行のための課題が示されました。

こうして始まった部活動の地域移行の取り組みですが、政府は、あらためて、2022年（令和4年）6月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言を公表し、部活動の地域移行にむけてのまとまった方針を示しました。ところが、この政府が示した「提言」にたいして、少なくない疑問や意見が散見されます。とくに、全国市長会が6月29日付で発出した「運動部活動の地域移行に関する緊急意見」では、様々な課題がなんら整理されないまま、期限を決めて一様に実施しようとすることに對し、強い懸念と心配の聲が広がっている、という認識を表明したうえで、政府が講じるべき内容を簡潔にまとめて提起しています。重要な指摘だと思います。

部活動の地域移行の取り組みは、日本の文化、スポーツの構造そのものを大きく変えるほどの歴史的な取り組みとならざるを得ないものと考えます。ゆえに、実施するにあたっては、その歴史的な取り組みにふさわしい検討と準備、構えと方法を確立しながら進めるべき取り組みであると考えます。国が責任をもって、じっくりと腰を据えて、遂行すべき取り組みです。

一方、部活動改革や教職員の働き方改革は、部活動の地域移行がどのように進もうとも、急いで進めるべき課題です。この点については、政府自身も、たびたび指摘しているところです。

それらのことを踏まえ、西宮市における部活動改革、あるいは、部活動の地域移行のあり方について、私がいまの時点で思いつく諸問題を示すととも

に、当局への要望と提言をあわせて行うものです。

【部活動の在り方について】

政府もたびたび指摘しているように、地域移行が進められている間においても、緊急に解決が迫られている部活動改革については速やかに進める必要があります。

たとえば、かねてから問題視されてきた、体罰や人権を無視した管理的強圧的指導、また、指導者による「いじめ」やハラスメント、先輩と後輩との関係で生じる「いじめ」やハラスメントなど、即刻、解決が迫られている諸問題があるとされています。また、勝利至上主義による指導や過度な練習も、問題点として指摘されてきました。

これらの問題が、西宮市においてはどのような実態にあるのか、すでに解消されているのか、まだ解消されていないのか、問題解決の取り組みが客観化されていません。この種の問題は、部活動改革の第一義的、緊急課題として取り組む必要があります。その取り組みを強力に推進するためにも、取り組みの到達を適宜明らかにし、関係者の間で認識を共有すべきです。そのことをまず要望し、提言とします。

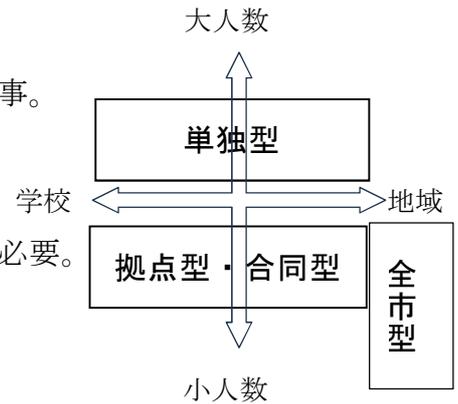
あわせて、部活動は、教職員の長時間過密労働の大きな要因となっています。放課後だけでなく休日にも指導を求められ、活動時間中は生徒指導・安全指導等の対応が常に求められます。そのため、授業準備や自主的研修、教職員自身の休養や文化の享受などの障害となっています。教職員の働き方改革をすすめるための部活動改革も、地域移行を待たずとも解決すべき課題として位置づけ、この面での改革を進めるべきと考えます。

教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革の取り組みについても、その到達を適宜明らかにし、関係者の間で認識を共有することを、求めます。

大川原 成彦 委員

- ・部活の意義について、まず教委として議論を深める。
- ・次に、生徒・保護者と教員・学校（教委）との共通理解を先行して進める。

- ・生徒にとって、クラブ（種目）の選択肢を広げる事も目的の一つ
- ・複数種目の体験ができる工夫。
- ・全市一律の対応ではなく、学校、地域毎の対応が必要。



おくの 尚美 委員

少子化が進む中、それぞれの学校規模も小さくなっていきます。生徒数が減るということは教職員数も減ります。

文科省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」では、部活動は「教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会」であり、「多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する」とあります。生徒にとって、生涯にわたる人間形成の基盤づくりに大きな役割を果たす活動であることには疑いの余地はありません。また、部活動には生徒指導の側面もあり、部活動でしか存在価値観を示せない、部活動にしか居場所がないという生徒も存在し、部活動で生徒の抱える問題に気づき、部活動の人間関係の中で成長したという話も多く聞きます。

しかし、少子化の中、生徒数が減れば、先生の数も減ります。学校に押し寄せる課題は年々多くなり、教員の多忙化に解消の糸口は見えません。部活動指導を行うと生徒たちの下校時刻が早くても17時、遅い時では18時と既に超過勤務の対象となっています。西宮市では朝練も活発で試合前には7時過ぎに登校する生徒を多く見かけます。教員のボランティア精神のおかげで成り立っているといっても過言でないのが今の部活動ではないでしょうか？

教員の中には、「部活動指導がやりたくて中学校教員になった」「この競技を教えたくて中学校教員になった」という人もいれば、「部活動指導は絶対したくない」「特定の競技以外の部活動指導を任されるのは苦痛でたまらない」という人もいます。「苦痛でたまらない」人に部活動指導をさせるのはハラスメント行為にも近いものがあると考えます。

今、様々な競技団体も競技連盟も運営は教員が自校の仕事をしながら担っている場合がほとんどです。これを機会に西宮市の中学校においても、部活動の意義を見直し、定義づけ、それに向かって組織づくりや活動時間の制限など、体制を整備すべきと考えます。部活動を学校から切り離し、新たな組

織を立ち上げ、部活動指導者として教員を雇用し、「やりたい人がやり続けられる」体制を作るべきだと考えます。

又、部活動の活動時間にも一定の制限を行うべきです。生徒の心身のバランスがとれた成長のためには、集中した取り組みと適度な休養の確保が重要とされています。活動時間も静岡市のように朝練や週の活動日にも制限を設け、過剰なものとならないように配慮すべきだと考えます。

たかの しん 委員

部活動の地域移行は、生徒数の減少や教員の働き方改革を背景にした国全体の流れであり、大きな方向性としては、本市においても推進していくべきものとする。ただし、部活動は教育課程外といえども、日本の教育において重要な役割を担ってきた経緯があり、人格形成や社会性の向上に大きく貢献している。「今後も大切にしたい3つの価値」を掲げた静岡市のように、部活動の意義については明確にしておく必要がある。

部活動改革において大切にすべき観点は、スポーツや文化に触れるきっかけや、体力や精神力を高める機会を提供することである。それが必ずしも従来形式の部活動である必要はなく、現在一部の中学校等で実施されている地域連携型部活動や連携校型合同部活動も有用な手法と考えられる。引き続き、丁寧な議論を重ねながら取り組みを進められたい。

一方で、少子化が進む中、既存の全ての種目を部活動という枠組みの中で持続させることは困難ではないか。これまでも、学校によって入部できる部活動の選択肢は異なっており、学校や地域ごとにある程度の差が生じることは受忍せざるを得ない。部活動での実施が難しい種目については、東京都渋谷区のように部活動とは別の市内団体等によって機会を提供することも視野に入れていただきたい。

前田 しゅうじ 委員

- ・生徒の興味とニーズの把握：生徒たちの興味や関心を知り、それに基づいて部活動の提案や改善を行う必要がある。

- ・現存施設の最適活用：学校や地域の施設を最大限に活用することが求められる。予算、設備、教員のサポートなどを考慮し、効果的な部活動を確立する必要がある。
- ・地域社会との連携：地域の文化やニーズに対応するために、地域の自治会、企業、大学、高校と連携し、部活動の充実度を高める取り組みを進める必要がある。
- ・学業とのバランス：部活動と学業のバランスを取ることが重要である。生徒たちが適切に両立できるような環境やサポート再生を整える必要がある。上記を考慮しながら、関係者間で共有の意見形成を進めることが重要であるとする。

山口 まゆみ 委員

中心に置くのは、生徒だと考えています。生徒の考えをできるだけ反映していただきたい。かけがえのない思い出や経験をしていただきたいと思います。

教職員の働き方改革も含め、地域移行していくのにあたっては、地域の方のご理解とシズカツ（静岡市）のように企業も巻き込んでいながら、生徒のためにとの観点で学校と連携し、より良く一緒に活動できるように、進めていただきたいと思います。

渡辺 けんじろう 委員

○静岡市のように、全体のスケジュールやロードマップを先に決める。その取り組み過程において発生した課題には、その都度対応すべきと考える。

○どの手法であれ、部活を希望しない教員に関しては業務から切り離すべきである。部活に時間をとられて授業準備や生徒対応等の時間を十分に確保できないことは本末転倒である。

【委員長まとめ】

全ての委員が、中学校での部活動の教育的な意義は認めており、教育活動の一環として継続されることを前提に、生徒に主眼を置いた持続可能な運営体制を築くための提言がされています。

その中で、部活動改革の進め方について、「期限を決めて一様に実施しようとする」ことに対し、強い懸念と心配の声が広がっている」という意見と、「全体のスケジュールやロードマップを先に決め、取り組みの過程で生じた課題にその都度対応すべき」という意見がありました。

よって、部活動改革を進めるにあたっては、少子化の進行及び教員の働き方改革の必要性を踏まえたこれからの部活動の在り方、教育的意義を再度議論し、西宮市教育委員会としての考え方を示していただいた上で、保護者、地域の方、教員の理解をいただきながら進められるよう要望いたします。

2. 地域移行について

(1) 移行先となる地域の課題(担い手不足等)と対応

田中 正剛 委員長

【1】地域の人材と部活動を結びつけるためには、コーディネーターが不可欠と考えます。そのコーディネート業務については、教員の負担軽減の観点からも、西宮市体育協会やスポーツクラブ 21、西宮市文化振興財団など地域の関係団体と連携可能な民間事業者に委託することを検討するべきと考えます。

【2】部活動に携わることを希望する教員に対しては、休日に指導に携わった際の謝金が支給されるよう措置するべきと考えます。

【3】部活動の地域移行にあたっては、専門的な指導者が集まっている西宮スポーツセンターや「アスレチック・リエゾン・西宮」の参入についても積極的に検討することを提言します。

【4】人材の確保及び育成については、部活動である限りは、スポーツ推進課

と連携して教育委員会が責任をもって進めるべきです。

庄本 けんじ 副委員長

部活動の地域移行の取り組みは、学校部活動における諸問題を解決し、あわせて、教職員の長時間過密労働を解消するという二つの大きな課題を解決する方策として取り組まれようとしています。部活動の地域移行においてめざすべき姿は、なによりも、子どもたちの文化、スポーツの要求を権利として保障するものであるべきです。そのためには、部活動地域移行の取り組みの目的に、子どもたちの文化、スポーツの要求を権利として保障する立場を明確にするべきです。

あわせて、国が責任をもって推進することを明確にする必要があります。政府の提起では、自治体任せ、地域任せと感じざるを得ません。

このことをまず指摘したうえで、部活動の地域移行を進めるうえで、解決すべき諸問題を指摘し、提言といたします。

第一は、部活動地域移行についての必要性や目指すべき方向性などを、より明確にし、地域、教職員、生徒、保護者、スポーツ団体など関係者の十分な協議を重ね、理解と協力を得ること。

第二は、地域移行を行うにあたっては、人材確保、施設の確保、道具などの費用負担など、条件整備と合意形成には相当の時間が必要となることから、移行期間を限定することなく、課題を整理し、それを関係者と共有し、住民にも広く周知しながら進めること。

第三は、地域移行する場合、様々な場面で費用の問題が発生することになるが、その負担をだれが負うべきなのかという制度の枠組みについては国が責任をもって設計すべきことであることから、財政措置について国の責任を果たすよう強く要望すること。

以上で提言としますが、最後にあらためて強調しておきたいことは、部活動の地域移行の取り組みは、日本の文化とスポーツのあり方や構造を変える大きな取り組みだ、という点です。そうした取り組みにふさわしい地域移行の取り組みとすることが必要です。したがって、じっくりと腰を据えて取り組むためにも、移行時期を限定せず、すべての子どもたちの文化とスポーツ要求を実現するための取り組みとなるように、西宮市としても、国への働き

かけを含め、努力されることを強く要望します。

大川原 成彦 委員

- ・各種団体の他、ノウハウをもつ民間企業にも、枠を広げる。
- ・予算の考え方を整理して、予算の確保に努める。
- ・教員が希望すれば、地域の方と同じ報酬で週末の部活指導を可能とする。

おくの 尚美 委員

部活動を管理する外郭団体が絶対に必要だと思います。教員が学校の授業などを行いながら学校で指導者を探すようなものではないと考えます。特に土日の活動については市内全域を俯瞰し、実施できる競技を精選し、担い手を広く募集することが大事ではないでしょうか？西宮市には様々なスポーツを楽しんでおられる方も多くいますし、中学校の部活を起点とせずとそのスポーツに携わっておられる方も多くいます。そのような方々に、後輩の育成に力を貸してもらえないかをお願いします、魅力的な広報も必要だと思います。また休日の活動の責任の所在は必ず明らかにすることが大事だと思います。

たかの しん 委員

先行して地域移行が目指されている休日の部活動では、指導を希望する教員が地域の指導員として活動することが想定される。現実的には、こうした形態が一定以上の割合を占めることも有り得るが、部活動改革の趣旨に鑑み、希望しない教員が休日の指導にあたることのないよう留意されたい。

移行後の担い手については、SC21や各競技団体（協会・連盟等）と連携するものと思われるが、こうした団体等に所属はしていないもののスポー

ツ・文化活動の指導が可能な市民等は一定いると思われる。学生時代に部活動に打ち込んでいた社員が土日に地域の学校で指導する、市内の大学や高校の部活動から部員を派遣・紹介してもらうなど、担い手となりうる方を幅広く募る仕組みを検討されたい。

前田 しゅうじ 委員

- ・地域の部活動の需要調査

地域でどのような部活動が人気なのかを調査し、生徒たちが興味を持ちそのような活動を見つけることが大切である。地域の志向や特性に合わせたプログラムを提供することが求められる。

- ・コミュニケーションと協力

地域の教育関係者、保護者、地域住民と良好なコミュニケーションを築くことが重要である。地域社会との協力により、部活動の適応がスムーズに進むと考える。

- ・施設や資源の確保

部活動に必要な施設や資源が地域で確保できるように計画する必要がある。これには体育館、グラウンド、器材などが含まれる。

- ・生徒のサポート体制

移行に伴う変化に対応できるよう、生徒たちに適切なサポート体制を提供することが必要である。心理的なサポートや適応支援が重要である。

- ・地域イベントへの参加

地域のイベントや行事への参加を通じて、新たな地域との交流を促進し、学校と地域社会との結びつきを強化することが役立つと考える。

山口 まゆみ 委員

クラブの種類にもよると思います。文化部は、吹奏楽部以外は、ある程度、地域の方にお願ひできないかと思ひます。たとえば、毎日活動するのは難しいが週何回かならできる方もいらっしゃるかもしれません。学校だけでなく公民館など、公共施設を利用しながら、合同で活動をしていくようにすればどうかと思ひます。吹奏楽部については、楽器を運ぶのが大変なので、学校で活動するのが、より良いかもしれません。

運動部については、1つの学校で存続できる場所はそのままで、できない場所は合同でという具合に、ガイドラインにあるように、地域の実状にそつた形で進めて行くことをお願ひしたい。

渡辺 けんじろう 委員

○教員業務から部活動を明確に分離するという観点から、教育委員会から市長部局に所管を移して地域移行をすすめるべき。

○文化部については、渋谷ユナイテッドのように市内でその活動を希望する生徒が活動できるようにすることが望ましい。

【委員長まとめ】

地域移行を進めるにあたっては、

- ・担い手として受け皿となることが想定される関係団体以外からも広く指導者を募ること、
 - ・指導を希望する教員も担い手となれるよう制度設計すること、
 - ・指導者に対する十分な謝金を確保すること、
- が複数の委員から提言されました。

そして、財政や人材確保の面から今後継続していく部活動は厳選せざるを得ないという提言と、部活動を地域に移行するにあたっては生徒の部活動の選択肢を増やすべきという提言がされていますが、市教育委員会におかれましては、市長部局と連携して、両面に配慮した制度設計がされるよう要望します。

(2)人材等の強化に関する対応と市の財政負担

田中 正剛 委員長

【1】土日の活動については各部活動に1名以上の部活動指導員（顧問）を配置する予算を確保するべきで、そのためにも、土日の活動についてはブロックごとの合同部活動へ移行する必要があると考えます。

【2】部活動の教育的意義を鑑み、土日の部活動を地域へ移行するにあっても、謝金等の運営にかかる経費を賄うために保護者の金銭的負担を増やすことのないよう、地域移行によって生じる新たな費用については市が予算化するよう要望します。

【3】土日の完全地域移行を目指して段階的に部活動指導員を確保するために、令和6年度途中からでも、準備できた部活動から謝金等の予算を確保するよう要望します。

おくの 尚美 委員

市の財政状況は非常に厳しいですが、今まで、教員のボランティア精神にすべてゆだねてきていたのが現状です。部活動をしている教員の生活は過酷です。毎朝6時に出勤し、授業準備を行い、7時からの部活に備えます。8時から他の生徒も登校することから、学級運営のため教室に向かい、それから15時半まではほぼ休みなしで授業を行う（教科によっては全学年の授業を担当）。15時半以降、部活を夏は18時まで行い、それから打ち合わせや会議、生徒の個別対応や校務分掌の役割に追われる。20時まで学校で仕事を行い、帰宅後授業準備。休みの日は朝6時過ぎから対外試合など。

過酷な状況に、教員の離職や休職も多く、ブラック職場であるとの認識が世間に広がり、昨今では先生になりたいという希望者すら少なくなっている状況があります。

これら部活動に携わる部分だけでも副業として雇用できる状況を作らなければ、教員の確保すらままならない状況が続きます。部活動が生徒の人格形

成になくなくてはならないものと位置付けるなら、習い事の一部と保護者に理解をしていただき、保護者からお金を取ってでも先生の雇用をすべきだと考えます。

たかの しん 委員

前項でも触れた通り、指導の担い手をさらに拡大すべきであるが、既存の部活動指導員の制度が一定ベースになるものと思われる。国からの財源措置次第である側面は強く、厳しい財政状況の中で市単独の費用負担による大幅な強化は困難である。これまでは「公立校の部活動は無料（安価）」という感覚が強かったように思うが、今後は一定の受益者負担を求める視点も必要となるのかもしれない。また、スポーツ・文化関連の企業や地元貢献意欲の高い企業等から、協賛を募る方策も検討されたい。

前田 しゅうじ 委員

・指導員の研修強化

新たな指導員に対する研修プログラムを充実させ、指導力を向上させることが重要である。専門的なスキルやコミュニケーション能力の向上を目指すトレーニングを提供することが必要である。

・施設や備品の整備

部活動のための適切な施設や備品の整備を行うことが必要である。適切な環境が整っていることで、生徒たちがより充実した活動ができると考える。

・保護者との連携

保護者との連携を強化し、部活動への理解と協力を得ることが重要である。保護者が部活動をサポートすることで、生徒たちのモチベーションが向上する可能性がある。

これらの対応策は、地域のニーズや学校の特性によって調整が必要である。

地域や学校の関係者と協力し、持続可能で効果的な対応策を検討することが重要であると考えます。

山口 まゆみ 委員

学校教育という位置づけで実施していくにしても、報酬はあるべきだと考えます。

昨今、ボランティアも有償がふえてきているように感じられます。報酬が発生することで、責任感や向上心も生まれ、お互いのポテンシャルを引き出すことを期待したいので、報酬と保険代は検討していただきたい。

渡辺 けんじろう 委員

○完全に地域移行した場合の予算がいくら必要なのか。そこから減らしていくという方法でも良いのではないか。

○保護者負担に関して、個人負担と市費で賄う部分の線引きを全市一律にすべきである。A 中学では、個人負担であるが、B 中学では学校負担というようなことがないようにするべきである。線引きを一律にした結果、増える部分は仕方ないと思う。

【委員長まとめ】

地域への移行にあたって人材の確保等に要する財源を賄う措置として、保護者負担の増加はやむを得ないという意見と保護者の負担増は認められないという意見に分かれています。

限られた財源の中で、部活動の地域移行に投じるべき公金額を判断するにあたっては、教育的意義とそれを行政が担う必要性の説明にかかっているとと言えます。

(3)その他

田中 正剛 委員長

【1】現在のガイドラインを改めて見直し、休日の地域移行を前提とした部活動の方針を定めるとともに、部活動は教育上不可欠と考えることから、今後も学校教育に位置付けて取り組むべきと考えます。また、中学校体育連盟は教員が担っていることから、教員の負担軽減の取り組みや大会への参加資格等の課題についても、解消に向けて早急に検討する必要があると考えます。その検討の際には、希望する生徒が参加できる方向で検討を進めるべきと考えます。

【2】地域移行されたのちの活動場所は、原則、休日も学校の施設を使用すべきと考えます。合同部活動を進める場合、休日の部活動の施設使用時間が減少することが予想されることから、その際には、神戸市同様、ICT技術を活用した予約システムを導入し、地域開放を一層進めるよう要望します。

【3】合同部活動を進めるにあたって、これまでは各学校名がチーム名になっていたところを、拠点校以外の学校に通学する生徒にとっては、通学する学校名と所属する部活動のチーム名が異なることになり、また、地域クラブとして合同で行う場合は、どのように調整してチーム名を決定するか、その他、大会への出場の可否も影響を受ける可能性があるなど、様々な課題が生じることが予想されます。

今後、休日の合同部活動を全市展開するにあたっては、合同にする学校間の距離や地形、合理的な拠点校の決め方、拠点校以外の学校の生徒の学校間の移動の負担、その安全性についても検証し全市統一のルールが必要になると考えられます。合同部活動を実施するにあたってのルール作りを早急に実施するべきと考えます。

【4】休日の部活動の地域移行を進めるためには、「西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針」に示された部活動の教育的意義を実現するための、部活動のあるべき姿と、地域移行の実現に向けたロードマップを早急に描き、

地域の文化・スポーツ関係団体に示して、地域の方々と協働して、令和8年度からの休日部活動の完全地域移行を実現されることを期待します。

おくの 尚美 委員

教員不足が叫ばれている中、今まで学校が担ってきた全てを見直し、本来の学びの場であることを一番に据えることが大事ではないでしょうか。戦後の混乱期の中、福祉の面でも、学校が担ってきた役割は大きいと思います。教員免許を持つ教員にしかできない仕事、教員免許を持たなくてもできる仕事と、文科省平成29年「学校における働き方改革に関する緊急対策」の内容に応じた対応を、緊急に覚悟をもって行っていくことが必要だと考えます。

前田 しゅうじ 委員

- ・教育委員会が部活動の地域移行の目的の1つとされる「教員負担の軽減」について、認識が低いと感じる。文部科学省もこの目的について明確に効果と必要性を指摘しており、今後市が地域移行を進める際は目的の達成に向けて取り組むべきと考える。
- ・地域移行に向けて、各部活動の人数的な定義を定めるべきと考える。
(例えば野球部は何人以上、美術部は何人以上など)
- ・受け入れ先の事情を最大限に考慮すべきと考える。受け入れ先の団体が求めれば、通年で部活動を完全に委託出来ることも並行して検討すべき。また地域移行を段階的に進める場合、なぜ段階的に進める必要があるのかなど課題を明確にするべき。
- ・部活動の地域移行先になるクラブチームの受け皿になるための参加資格の基準を明確にする必要がある。

- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」とは別に、生徒の安全を守るためにも具体的なガイドラインを策定する必要がある。

山口 まゆみ 委員

急激な変化は、軌道にのせていくのが難しく、課題が一度に出てきて、数年後、存続が厳しくなる可能性も出てくるのではないかと思います。生徒、保護者、教職員、地域と協議しながら、地域の現状に合う速度での地域移行の検討をお願いしたい。

【委員長まとめ】

以上の通り、各委員より様々な観点で提言をされていますので、市長並びに市教育委員会の皆様におかれましては、今後の部活動の在り方を検討するにあたって、是非とも参考にさせていただきたいと思います。

また、地域移行については、国により示されたスケジュールに則って準備を進める必要がありますが、担い手となっていただく地域の方々の理解が不可欠であり、部活動の原点に立ち返って、生徒たちのためになる地域移行となるよう進めていただきたいと思います。

幼児教育・保育の在り方について

【はじめに】

昨年3月に、西宮市では、公立幼稚園と公立保育所の統廃合により公立認定こども園を設置することを主な内容とする「西宮市幼児教育・保育のあり方」が示されました。

その西宮市幼児教育・保育のあり方では、施設や人員、費用面での今後の方針が示されていますが、本来は、文教住宅都市・西宮における幼児教育・保育の内容のあるべき姿を定めたのちに、公立園と私立園の役割分担を整理し、施設や人員の最適配置を検討するべきものでした。

昨年度の教育こども常任委員会でも、「保育所整備の将来像と今後求められる保育所のあり方について」を施策研究テーマで取り上げて調査し提言された中で、今年度は、幼稚園や認定こども園も含めて、それら施設で行われるべき幼児教育・保育の質や、特に北部地域を対象とする地域の特性に着目して調査することを目的として、施策研究テーマに取り上げました。

これまでに、西宮市私立幼稚園連合会や西宮市私立保育協会の方々との勉強会を開催し、意見交換を通じて現場の課題について情報収集するとともに、南部地域に所在する市立保育所と北部地域に所在する私立認可保育所及び市立幼稚園の管内視察を行い、地域特性についても情報収集しました。

限られた情報ではありますが、これらの情報をもとに、以下の項目に分けて、各委員より意見を申し上げます。

1. 「西宮市幼児教育・保育のあり方」に対する提言
2. 公立認定こども園の果たすべき役割
3. 公立幼稚園閉園後の土地・施設の活用について
4. 統廃合後に強化すべき子育て支援施策について
5. 「西宮市幼児教育・保育ビジョン」に対する提言

1. 「西宮市幼児教育・保育のあり方」に対する提言

田中 正剛 委員長

【1】今後公立認定こども園に移行するにあたっては、すべてのブロックに公立認定こども園を設置するのではなく、公立幼稚園の入園児数が比較的多いブロックのみ設置することとし、公私の役割分担と待機児童ゼロを実現できていない現状を踏まえ、1号認定児童は4歳と5歳に限定し、2号と3号認定児童の受入れ枠を確保すべきと考えます。

【2】「西宮市幼児教育・保育のあり方」の中で、保育需要の動向や将来予測に応じて、定員の縮小計画も含めた待機児童解消計画を毎年改定しながら、空き定員が生じた際の公立保育所の対応も含めて具体的に方向性を示すべきと考えます。

【3】少子化を見据えて新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置を抑制し、既存施設を活用する観点から、私立幼稚園の預かり保育の充実を目的とした「幼稚園教育振興補助金」の増額や「幼稚園教諭等住居借り上げ支援事業」及び「幼稚園教諭等奨学金返済支援事業」を実施すべきと考えます。

【4】視察させていただいた生瀬幼稚園については、園児数が極端に少ないことから、幼稚園に求められている就学前の集団生活の場として好ましい環境とは言い難い状況です。児童の成長にとって適切な幼児教育が受けられる環境を整備するために、また、限られた財源と人材を有効に活用する観点からも、近隣の私立認定こども園との統廃合を検討すべきと考えます。また、山口ブロックにおいても、市立幼稚園が大きく定員割れをするとともに、複数の私立認定こども園に空きがみられることから、市立幼稚園と私立認定こども園との統廃合を検討すべきと考えます。

【5】公立認定こども園を設置したブロック内の公立保育所の民間移管もしくは公立保育所の統廃合により、老朽化した市立保育所を公立のまま再整備することのないように計画するべきと考えます。

【6】公立認定こども園の設置の足かせになっている連携公立幼稚園制度については早急に中止し、公立幼稚園と公立保育所の統廃合を進めるよう提言します。なお、特区小規模保育所の卒園児の受入れ先については、公立園で受け入れるとともに、私立認定こども園や私立幼稚園の協力を得て確保を急ぐべきです。

庄本 けんじ 副委員長

- 「あり方」は、保育所の待機児童対策が明確でない。したがって、保育所の待機児童対策をあわせもった方針とすること。
- 「あり方」では西宮市域を8ブロックに分けて方針を立てているが、ブロックごとの保0育需要や幼稚園入園希望の予測を数字でしめすなど、市の対応の根拠をより鮮明にすること。その数字の算出に関しては、需要予測の独自推計（東京都足立区参照）を案出し、また、推計を毎年更新するなど、実態と推計との乖離を最小にすること。
- 保育士の配置基準について、4・5歳児の現行30人に1人のところが、25人に1人へと改善されることになる。「子どもたちにもう1人の保育士を」という大きな運動が政治を動かした結果でもある。今後も、さらなる基準の見直しが求められる。基準の見直しに、柔軟に対応できる方針とすること。

大川原 成彦 委員

- ・ 早期に私立園について言及し、公立園と合わせた全体像を明らかにすること。
- ・ 統廃合などにより生じた余剰予算は、子育て政策に活用すること。

おくの 尚美 委員

段階的に市立幼稚園を閉園し、保育所との統合による認定こども園を開園するということは、これからの少子化に向かう情勢としては理解できるが、まだまだ保育所の入所などで待機児童が発生している状況や、兄弟姉妹が同じ園に通所できない状況・保護者が保育所を選べない状況を見るにつけ、認定こども園となって受け入れ児童数が減ることに疑問を持ちます。

こども家庭庁が提言するような、こどもの意思を尊重したものになっているのか、保護者の願いに沿ったものになっているのか疑問があります。厳しい財政状況の中、公共事業の整理をしないといけないことはわかるが、それは今なのか、もう少し慎重にすべきではないのかと思います。ぜひ、保護者や子どもたちの声を大事にしていきたいと思います。

また保育環境にはゆとりが必要です。できるだけ、ブロックの中心にあり、敷地面積の広い幼稚園の敷地を改装して認定こども園の設置を進めるべきだと考えます。

たかの しん 委員

保育所・幼稚園の統合を進めながら公立園の総量を圧縮していくという方向性には賛同している。ポイントとなる統合後の定員（1号・2号・3号／年齢）については、慎重に検討し、実態に即した設定としていただきたい。

前田 しゅうじ 委員

・地域により課題が違うことから、それぞれの地域で課題を洗い出し、私立幼稚園協会、私立保育協会ともコミュニケーションを取りながら進めることが必要と考える。

山口 まゆみ 委員

他市にくらべて、積極的に取り組んでおられるように感じますが、ストレス社会の中で、その子らしく健やかに成長して欲しいので、コミュニティ力と元気な心を育てていくことを強化していただきたいと思います。

渡辺 けんじろう 委員

○南部地域は1ブロックに1つ公立認定こども園が設置されることになるが、少子化の状況や、私立保育所等の利用状況の推移を確認しながら、ブロック内のその他の公立幼稚園、公立保育所は、民間移管や定員縮小による施設維持ではなく、閉所していくべきである。

また、現状でも大きく定員割れしている公立幼稚園について、速やかに、教頭の配置をしない、複式学級の導入など、限られた財源をより多くの子ども達に等しく活用するという観点から、効率的な運営体制に見直すべきである。

○北部地域に関して、生瀬幼稚園、山口幼稚園ともに定員割れが大きい状況である。

・そのため、通園バスを活用することで、北部地域全体を1ブロックとして、1か所公立の施設を残すことも選択肢の1つとして検討すること。その場合は私立では対応が難しい、配慮や支援を必要とする児童の受け皿を確保すること。

・上記の手法で、それでも大きな定員割れが解消できない、もしくは、塩瀬、山口の2ブロックを維持する方針を変更しないのであれば、数十年後に、少子化の影響によって私立の経営が厳しくなり撤退するという想定して、既存園との連携による公設民営、公私連携などにより、公立として地域の子育て機能を最低限度担えるような余地は残しておくべきと考える。

上記の3つ以外の手法も考えられるが、北部地域の方針が決定した際には、それぞれの手法のメリット、デメリットをどのように考慮して、意思決定がされたかを議会に丁寧に説明すべきと考える。

○2025年4月に最初の施設が開設されるが、現在、公立幼稚園で勤務する全ての職員が今後、認定こども園で勤務することになる。再編統合される公立認定こども園の勤務形態や職務は保育所と同じとなるため、同一労働同一賃金の観点から、勤務する職員の給料表は保育士側に統一すべきである。

現在、公立保育所に勤務する保育士には一般行政職の給料表が適用されているが、保育士の職務の種類は、行政職給料表適用者の大部分を占める事務・技術職員と明らかに異なる。そのため、保育士に行政職給料表を適用すべき合理性は乏しく、保育士の公私間の給与水準の差が大きいことも考慮して、独自の給料表を新たに作成して適用すべきである。

地方公務員法では、(情勢適応の原則)第14条第1項で「地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。」、また、(均衡の原則)第24条第2項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と定められていることから、公私において同職位の保育士等が担う職務や責任に違いがないため、給料表作成において、民間の保育所等の従事者の給与を考慮したものとすべきである。

【委員長まとめ】

西宮市幼児教育・保育のあり方について、様々な視点で提言されていますが、その中で公立園の施設総量を縮減するという方向性を否定する意見はありませんでしたが、本市においては待機児童がまだ解消されていない中で、現在の西宮市幼児教育・保育のあり方の中で、その動向や予測に基づいた取り組みであるという視点が不足しているという指摘が複数の委員からなされています。

今後、西宮市幼児教育・保育のあり方を進めるにあたっては、そうした市民に直接かかわる課題の動向や見込みを伴った説明が求められると思います。

2. 公立認定こども園の果たすべき役割について

田中 正剛 委員長

【1】まずは、待機児童の解消に率先して取り組むべきと考えます。西宮市では、1歳、2歳児の待機が大変多くなっていることから、これまでの市立保育所の延長線上で運営するのではなく、閉園する市立幼稚園の人材を活用し、3号認定児童の受入れ枠の増員を図るべきと考えます。

【2】医療的ケアが必要な児童や特別な配慮を要する児童を受け入れるとともに、在職年数が長く経験豊富な保育士を有する公立園においては、加配の措置が受けられないが配慮を要する児童を私立より率先して受入れる制度を構築するべきと考えます。

庄本 けんじ 副委員長

●公立施設のみの方針ではなく、民間幼稚園の認定こども園化など民間幼稚園の動向も考慮した「あり方」とすべき。

大川原 成彦 委員

- ・待機児童の解消
- ・特別な配慮を要する児童の優先受入れ

おくの 尚美 委員

配慮を要する児童や、日本語に課題を持っている児童・年度途中での転園など、そこでしか受け入れてもらえない子どもたちも多くいます。幼稚園教諭・保育士それぞれに経験豊富なベテランの方がそろっていることも、育児に悩む保護者にとっても安心な存在となっています。

また、小学校との連携を考えた場合、公立保育所や公立園には今まで培ってきたノウハウもあります。地域の幼児教育・保育の中核として、研修なども合同で行っていただけるような場所となっていきたいと考えます。

たかの しん 委員

公立園の果たすべき役割に関する議論が、公立園の存続ありきで進められないよう留意されたい。公立園を存続させるために理由付けをするのではなく、「本当に必要な機能なのか、公立でなければ担えない役割なのか」という視点が重要である。ただし、特に配慮を要する子どもの保育については、私立園で十分な人員配置が難しいといった声も聞かれており、公立園において一定担うことが望ましいと考える。

前田 しゅうじ 委員

- ・ 地域社会との連携強化

地域の子供たちや家族と密接な関係を築くことが期待される。地域のニーズや課題に対応するための協力体制が求められる。

- ・ 特別な支援の提供

公立認定こども園は、私立園と比較して、特別な支援が必要な子どもたちに対して、より包括的な支援を提供することが求められる。

山口 まゆみ 委員

公立園の強みは、公立小学校との連携のしやすさだと思います。進学の際の連携がうまくいくように、他の園もまきこみながら、進めていくようお願いしたい。

渡辺 けんじろう 委員

認定を受けた児童だけでなく、認定を受けていないが、私立幼稚園、保育所で対応が難しい、配慮や支援を必要とする児童が利用できるようにすべきである。

【委員長まとめ】

私立園では対応が難しい児童、特別な配慮や支援を要する児童を私立園よりも率先して受け入れることを求める意見が多く委員からなされています。公立認定こども園の設置にあたって、その求められている公立園の役割を一層果たせる幼児教育や保育を提供できる施設にしていきたいと思えます。

3. 公立幼稚園閉園後の土地・施設の活用について

田中 正剛 委員長

閉園した市立幼稚園の1か所は幼児教育保育センターとして活用すべきと考えます。その他の廃止される施設については、周辺の私立保育所や私立幼稚園の建替え時の仮園舎の用地として活用するなど一定のニーズが見込まれることから、目先の財源の確保のために安易に土地を売却するべきではないと考えます。

大川原 成彦 委員

- ・ 事案により最適解を検討

おくの 尚美 委員

売却もやむを得ないと思いますが、アクションプランに明記された、「公立園の再編によって生み出された経営資源は、今後必要となる子ども・教育施策へ優先的に活用する」という文言については必ず守っていただきたいと考えます。

たかの しん 委員

財源確保のために、売却を基本とするべきである。引き続き所有するのは、子育て分野以外も含めて市の施策全体を対象に検討し、具体的な用途が見込まれる立地に限定しなければならない。

前田 しゅうじ 委員

昨今の西宮市の財政状況、また公共施設等総合管理計画にて掲げられた数値目標（施設総量を令和44年度までに20%以上削減する）の観点からも、公立幼稚園閉園後の土地・施設については、基本的に借地か売却することを提言する。

山口 まゆみ 委員

有効活用も検討するべきかもしれないが、市の財政状況を考えると、売却するのが望ましいと思います。

渡辺 けんじろう 委員

売却、定期借地など財源確保に寄与する活用が原則と考える。また、用海幼稚園のように別用途で、とりあえず使っておくということがないようにすべきである。

【委員長まとめ】

財源の確保のため、具体的用途が決まっていない限りは原則売却、もしくは借地として活用するよう求める意見が大半です。公立幼稚園を閉園するにあたっては、跡地の方針も十分に検討したうえで対応することが求められます。

4. 統廃合後に強化すべき子育て支援施策について

田中 正剛 委員長

【1】まずは待機児童ゼロの実現に向けて財源を投じる必要があると考えます。そのうえで、在家庭児童の居場所づくりとして、子育てひろばを利用者の多いエリアから順次、小学校区につき1か所を目指して整備を進めるべきと考えます。

【2】閉園した施設を活用して「幼児教育・保育センター」の機能を整え、公立・私立を問わず、幼稚園、保育所、認定こども園の職員研修を行い質の向上を図るべきと考える。また、就学後の子供を取り巻く環境の変化に対する家庭の対応力、教育力の向上に向けて、子育て中の保護者に対して幼児期の家庭での子育てに関する啓発を強化するべきと考えます。

おくの 尚美 委員

小学校での集団生活や増え続けている不登校の問題を考えると、就学前保育・教育の重要性は欠かせない問題だと思います。ただ、問題は保護者が子どものことを考えても受け入れ先がないことや、受け入れ拒否にあうなどした場合です。保育所に入れない、3歳児の壁に会うなどの状況で、家庭だけで抱えてしまうことのないようにしなければならないと思います。3号から2号もしくは1号への接続、小学校への接続なども含め、丁寧な支援が必要だと考えます。

たかの しん 委員

切れ目のない子育て支援施策については、公立園の統廃合にかかわらず必ず実施しなければならない性質のものであり、引き続き取り組みを進められたい。

前田 しゅうじ 委員

「在家庭の視点」

・ 情報提供と相談サービスの拡充

子育てに関する情報提供や相談サービスを強化し、親が不安や疑問を気軽に相談できる場を整備する必要がある。オンラインでの相談窓口やイベントも検討すべきと考える。

・ 地域へのコミュニティ強化

親同士のコミュニケーションを促進するための地域のイベントや交流会の開催を検討すべき。地域コミュニティを通じて、情報共有の助け合いのネットワークを形成する必要がある。

・ 在宅勤務サポート

在宅勤務をする親をサポートするための仕組みや情報提供が必要である。子育てと仕事の両立を支援するプログラムの提供も検討すべきと考える。

「1号（幼稚園）の視点」

・ 環境学習の充実

幼稚園の環境学習を充実させ、遊びを通じた学びや自主性の育成を重視する必要がある。自然体験やアート、科学的なアクティビティを検討すべきである。

・ 家庭との連携

幼稚園と家庭の連携を強化し、保護者に対する子育て支援プログラムや教育講座の提供が必要である。また、親が子どもの学びをサポートできるような情報を提供すべきである。

「2号（保育所3・4・5歳）の視点」

・遊びを通じた学びの促進

保育所でのプログラムを通じて、遊びを通じた学びを重視し、子どもたちが自分たちで考え、表現し、協力する力を育む必要がある。

・多様なプログラムの提供

子どもたちの多様な才能や興味を引き出すべきと考える。

「3号（保育所0・1・2歳）の視点

・保育者との密なコミュニケーション

0～2歳の子どもたちの個別の発達段階に合わせ、保育者との密なコミュニケーションを重視し、親に対する子育てのサポートも含め、信頼関係の構築を図る必要がある。

山口 まゆみ 委員

要支援児の受け入れがあると思います。保護者や教職員の方々のために、カウンセラーやソーシャルワーカーの配置を検討していただきたいと思います。

渡辺 けんじろう 委員

○保育士等の処遇改善やノンコンタクトタイム確保のための支援など現場の職員の働き方改革により、こどもと余裕をもって向き合うことができる体制づくり。「保育士が日本一働きやすい西宮市」にすべきである。

○幼児教育・保育センターについて、現場で勤務する保育士等や保護者が役割や効果を実感できないのであれば、必要ないと考える。新たなことをはじめるとしても現在、十分でない施策の充実に活用すべきである。

【委員長まとめ】

幼児教育や保育の質の向上につながる具体的な取り組みや、子育て相談機能の強化を求める意見が多くみられました。よって、各委員の意見を参考にして、これまで財源が課題となって実施できなかった子育て支援機能の強化については、その内容を「西宮市幼児教育・保育のあり方」の中で具体化する必要があると言えますので、対応を要望します。

5. 「西宮市幼児教育・保育ビジョン」に対する提言

田中 正剛 委員長

【1】ビジョンに基づいて行われている幼児教育活動について好事例集を作成し、公表することを提言します。

【2】子供たちが自然と触れ合う教育活動など、私立園においてもビジョンに沿った幼児教育・保育活動を実施してもらうための補助金を創設することで、幼児教育の質の向上を図るよう提言します。

【3】幼児教育・保育ビジョンに食育の実践を盛り込むことを提言します。

【4】市内どの教育・保育施設に通っても一定レベルの教育・保育が受けられる質の確保と向上を図るために、本市においても、西宮市幼児教育保育ビジョンに加えて、より具体的な内容を示した「教育・保育の質ガイドライン」を策定し、実践に向けて巡回指導を実施するよう提言します。

おくの 尚美 委員

確かに幼稚園でも保育所でも子どもたちの学びや大切にしている理念などは同じだと思います。違うことは、幼稚園は毎日基本的に子どもたちの顔ぶれが変わらないので継続した遊びができるが、保育所は保護者の勤務に応じて子

どもたちの出席が変わってくるので、日によって遊びなどが変わっていくことであると思います。柔軟な子どもたちにとってはそんなものとなるかもしれませんが、携わるすべての大人がその違いを理解し、子どもたちの思いを尊重し、子どもたちを見守る優しい空間を作っていかなければなりません。まだまだ、共働き家庭は増加傾向にあり、それに伴って保育ニーズは増えるでしょう。保護者が子どもたちを預ける場所を選べる状況にない今の西宮市において、ビジョンにそった幼児教育・保育がなされていることを確認していかないといけないと考えます。

たかの しん 委員

当ビジョンは西宮が目指す幼児教育・保育の方向性を明文化したもので、施設種別・設置主体にかかわらず、関係者が一堂に会して策定した点に重みがある。市の施策においてもビジョンの考え方をふまえるとともに、単なる理念にとどめるのではなく、具体的な取り組みに活用していただきたい。

前田 しゅうじ 委員

子育てにおける「遊び」「親子関係」「保育者との関係」をテーマに「子どもたちの豊かな未来のために」という共通の思いからできた冊子と理解する。「親子関係」は、大きく分けて二人親で子育てしているケース、ひとり親で子育てしているケース、と2パターンが考えられる。(もちろんレアケースを含めるとより細分化される) まずは、二人親、ひとり親を分けた「親子関係」の記載をすることでより具体的なビジョンを描けると考えるので、2パターンの記載を提言する。

山口 まゆみ 委員

内容については特にありませんが、ビジョンに沿った現状に近づいているか、また、現場とかけはなれていないか検証をしながら進めていただきたいと思います。

渡辺 けんじろう 委員

必要な情報が記載されているが、そもそもどのくらいの保護者がこれを読んでいるのか。また保育士等がこれに目を通す時間は、業務として確保されているのか。また、これに沿った運営がされているのか。その観点から必要性に疑問を感じる。今後、同様のものを作成するのであれば、作成するかどうかを検討すべきである。

【委員長まとめ】

令和4年3月に示された「西宮市幼児教育・保育ビジョン」については、実効性を疑問視する意見が目立っています。まずは、策定した「西宮市幼児教育・保育ビジョン」の内容を具体的な取り組みに落とし込むなど、早急にどのように活用されているのか示す必要があります。

そして、内容についても、ひとり親の増加や共働き世帯の増加などの社会情勢の変化を反映した内容への改定を求める意見が複数の委員からあることから、現場で活用されることで一層のブラッシュアップを図る必要があると言えます。

【最後に】

限られた期間ではありましたが、市職員より市の現状を聞き取り、資料の提供を受け調査を実施しました。また、管内視察や民間の関係者との勉強会を開催して、市内の状況について情報を確認し、管外視察においては先進事例を調査したうえで、各委員からの提言に至っています。各委員が一致しての委員会提言には至りませんでした。当局におかれましては、今後、部活動改革及び幼児教育・保育の環境整備を進めるにあたりまして、各委員から

の提言を十分に受け止めていただいて反映していただきますことを心から願っています。

最後となりましたが、調査にあたってご協力いただきました多くの方々に対しまして心より御礼申し上げます、報告といたします。